

第3回「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（仮称）」  
検討委員会 議事概要

H25. 11. 25 14時～16時

県社会福祉センター7階大会議室

## 1 開会

事務局：本日の会の出席者については、林委員，肥後委員，前田圭子委員及び宮路委員を除く，17名が出席し，定数21名の半数以上が出席。

## 2 報告

事務局：9月10日の当検討委員会開催後，9月から11月にかけて，障害当事者・家族団体及び教育，福祉，商工等の関係団体40団体と意見交換会を実施した。  
その内容について，主な御意見について項目ごとに報告する。

（以降，資料の1ページから3ページまで資料に沿って報告）

（質疑等なし）

## 3 協議

(1) 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（仮称）」素案について

事務局：条例素案の内容について説明する。説明については，素案を2つに分けて説明する。

また，第2回条例検討委員会で検討していただいた枠組み（案）及び委員の方々に事前に送付している条例素案から変更している点が若干あることから，各条の説明と合わせて変更内容について説明する。

また，委員の方から事前にいただいた御意見についても，該当する条項において合わせて説明を行う。

条例素案に係る資料の見方であるが，左端の項目が条例の見出しに，条例素案が条文に，参考は，条例素案を作成するに当たり，引用した法律，アンケート結果及び意見交換会等における御意見を記載している。

（以降，資料の5ページから10ページまで資料に沿って報告。以下は資料の読み上げ以外の発言内容を記載）

項目5「市町村への要請」について，枠組み（案）では「市町村の役割」としていたが，法制担当部局との協議の結果，これを項目5「市町村への要請」と項目7「市町村に対する支援」の2つに区分して規定することとした。

ただし、これにともなう内容の変更はない。

項目9について、委員から事前に提出された御意見を説明する。

委員からは、素案には聴覚障害者にとって必要なコミュニケーション手段である手話に関する規定がない。

障害者基本法には、第3条に地域社会における共生等、第22条に情報の利用におけるバリアフリー化等、第29条に司法手続きにおける配慮等といった規定において、コミュニケーション手段の保証が明記されていることから、これら障害者基本法の規定を踏まえて、聴覚障害者に対する合理的配慮について条例に盛り込むよう検討をお願いしたい旨の御意見があった。

委員御意見のとおり、情報の取得や意思疎通を図ることは社会生活を送る上で重要な機能であり、特に聴覚や視覚に障害のある方は、情報の取得や他人と意思疎通を図るに当たり、手話や点字等を必要としているが、限定的にしか提供されていないのが現状である。

県においては、御指摘のあった障害者基本法の規定を踏まえて、平成25年3月に制定した県障害者計画において情報バリアフリー化の推進や障害特性に応じた情報提供の充実等を掲げて現在取り組んできている。

条例素案については、障害を理由とする差別を解消する観点から、項目9の2において、合理的配慮の不提供の禁止を規定した。

ただ、どのような合理的配慮の不提供が差別に該当するかは、個別具体的な状況において判断することになることから、条例素案では個別に規定せずに包括的な規定とした。

ただし、御指摘の点については大きな課題であると認識しており、今後国において事例の収集や民間事業者に対するガイドラインを作成すると聞いていることから、これらの動向を踏まえて、今後合理的配慮の提供をどのように規定するかや具体的な場面における合理的配慮の提供方法について、検討してまいりたいと考えている。

項目11について、枠組み（案）では第1項において障害特性に配慮した適切な説明の不実施、患者の理解の不確保と記載していたが、表現が分かりづらい面があったため、その他不利益な取扱いに集約して整理した。

同じく第2項についても、「障害のある人の意思に反する長期間の入院その他医療の受診の強制、又は隔離」と規定していたものを、他の差別の基準に係る規定との整合性を図るため、「障害のある人の希望しない長期間の入院その他医療の強制」と整理した。

規定の変更による内容の変更はない。

委員長：前半の素案の内容について、御質問があれば発言をお願いしたい。

委員：素案を見させていただき、理念法としては非常に素晴らしい内容との印象を受けた。

私からは、表現の確認をさせていただきたい。

項目10の2について、素案から表現が変更されている。

当初は、「適切な相談及び支援を行うことなく障害を理由として」と規定されていたが、今回「利用に関する意向等を勧告することなく」と変更されている。

最初の素案では、障害を理由としないあるいは相談の後であればサービスの利用を強制してよいと解釈できるのではないかと懸念を持っていたので、変更されたことにより安心したところ。

ただ、依然として「障害を理由として」と規定しているが、障害を理由としないのであれば、サービス利用の強制を認めるという解釈も可能となることから、「障害を理由として」という規定は削除してもいいのではないかと考える。

「正当な理由」という規定の中で、「障害を理由として」というのは包括されていると考えられることから、例えば項目10の1で「正当な理由なく、障害を理由として」と規定しているが、「正当な理由なく」と改めるか、「障害を理由とするなど正当な理由なく」と変更したほうが、表現として分かりやすいのではないか。

以上、表現について意見を述べさせていただいたが、内容については中身のあるよいものだと考えている。

委員 長：ただいまの御意見について、事務局はどのように考えているか。

事務局：御意見の1点目については、委員御指摘のとおり、誤解を招く表現もあるということで、法制担当部局との協議の結果、表現を改めたところ。

また、「障害を理由として」に係る解釈については、パブリックコメントを実施するまでの間に、内容について検討したい。

委員 長：ただいまの説明でよろしいか。ほかに御意見はないか。

委員：項目1の目的について、素案では差別の解消を推進することだけを規定しているが、目的は大事な規定であることから、例えば前文にも記載されている「差別の解消を推進し、もって全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会（これはインクルーシブ社会を指している）の実現に寄与することを目的とする」を生かして、目的に規定することが望ましい。

条例の目指すところは、インクルーシブ社会の実現にあるので、インクルーシブ社会の実現を条例に規定することにより、他県からも評価される条例になると考える。

前文に規定していることを、目的規定にも記載する理由は、本文に規定することで、法的な効力が強まるのではないかと考えた。

次に、項目2の定義について、素案では障害者差別解消法から定義を引用しているが、県が独自に規定する必要があるのではないか。

長崎県の定義規定が充実しているので、せひ参考にしていただきたい。

定義が曖昧であると、条例を運用する上で問題が発生することが想定される

ので、より具体的に規定していただきたい。

続いて、項目4の県の責務について、素案で規定している「必要な施策」を、例えば「財政的な措置を含む必要な施策」と改めていただきたい。

次に項目6の「県民の責務」について、市町村にも関連することであることから、「県又は市町村が実施する障害者差別解消施策」というように改めることが望ましい。

項目9の「障害を理由とする差別の禁止」について、素案は障害者基本法から引用しており、1項が不利益取扱いの禁止について、2項で合理的配慮の不提供について規定しているところであるが、枠組み（案）のポイントでは、差別を禁止する対象者を、県の条例では行政機関だけでなく民間事業者も含める旨記載していることから、枠組み（案）のポイントを踏まえた具体的な規定とすることが望ましい。

項目10から17については、おそらく不利益取扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止が含まれると考えるが、素案では不利益取扱いの禁止のみを規定しており、一見すると合理的配慮の不提供の禁止が含まれていないようにも解される。

項目14の「教育における障害を理由とする不利益取扱いの禁止」については、障害者基本法第16条に「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」と規定していることを踏まえ、「障害児と障害のない児童が可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しないことや本人、保護者の意見を最大限尊重しないで就学させるべき学校を決定すること」に改めてはどうか。

委員 長：委員から多岐にわたる御意見をいただいたが事務局から何かあるか。

事務局：委員からいただいた御意見について、お答えできる範囲内で回答したい。

検討を要する御意見については、パブリックコメントを実施するまでの間に当方において精査してまいりたい。

まず、目的に係る御意見については、条例素案を検討している段階では、共生社会を目指すことや一人一人の人権を尊重するといった前文に規定している内容を規定すべきという議論があった。

一方で、基本理念においても、条例をどのようにして運用していくかを規定しており、前文、目的及び基本理念で規定している内容を相互に比較検討して、前文の内容を目的規定においても規定すると、内容が重複してしまうと考えたことや、条例の内容については簡潔にしていいただきたいとの御意見もあったことを踏まえ、目的規定については、障害を理由とする差別を解消するという条例の第一義的な目的を規定した。

次に、定義規定については、熊本県や千葉県条例を参考にして、「障害のある人」と「社会的障壁」について規定した。

委員から御意見のあった長崎県の条例の内容については、改めて内容を確認

し、検討してまいりたい。

県の責務に、「財政的な措置を含む」という文言を挿入してはどうかという御意見をいただいたが、項目4では規定していないが、項目の8において「財政上の措置」として規定しているところ。

項目6の県民の責務の第1項に、市町村が実施する障害者差別解消施策の実施に係る協力についても規定してはどうかという御意見をいただいたが、現在県と市町村は対等な立場にあり、市町村の役割を県の条例において規定することは困難な状況にあるため、このような規定としているところ。

市町村において、障害を理由とする差別を解消する条例を制定する場合に、同様な規定が設けられれば「市町村が実施する障害者差別解消施策」と規定することになると考える。

項目9については、第1項では項目10から17までの障害を理由とする不利益取扱いについて規定しているところであり、項目10から17までは障害を理由とする不利益取扱いを定めている。

合理的配慮の不提供の禁止については、求められる合理的配慮の提供の内容は様々であり、合理的配慮を求める障害のある人の障害の程度も様々であるため、項目10から17で不利益取扱いと同様に規定することは難しいと考え、法律と同様に、項目9の2において包括的に規定している。

合理的配慮の提供については、先ほど澤田委員からの御意見のところでも申し上げたとおり今後の課題として考えており、国が整備する予定の民間事業者に対するガイドライン等を参考にして検討したいと考えている。

委員長：委員から何かあるか。

委員：結構です。

委員長：ほかの委員から御意見はないようなので、引き続き、後半の説明をお願いしたい。

事務局：資料11ページから後半についてご説明する。

(以降、資料の11ページから14ページまで資料に沿って報告。以下は資料の読み上げ以外の発言内容を記載)

項目18の1について、当初県に相談できる者を「障害のある人及びその家族その他関係者」と規定していたが、意見交換等で、事業者等からも県に対して相談ができるようにできないかといった要望があったことを踏まえ、他県の条例を参考にして、何人も県に対して相談ができる旨に改めた。

項目21について、梓組み(案)では「助言、あっせんの申し立て」としていたところであるが、助言の内容について先行県に確認したところ、その考え方が区々であった。

「助言、あっせん」の手続きについては、勧告、公表を行う際の前提となる重要な手続きであることから、内容が不明確なまま運用すると混乱を招くことも想定されるため、あっせんのみを規定することとしたところ。

なお、項目18の2における県の相談対応の一つとして規定している助言については、変わらず規定している。

協議会の機能から助言を削除したことによる内容の変更はないものと考えている。

項目23の1について、枠組み（案）では「協議会からのあっせんを正当な理由なく受諾しない場合」と記載していたが、受諾したあっせん案を履行しない場合も想定されることから、「正当な理由なくあっせん案を受諾しないとき又はあっせんに従わないとき」と整理した。

委員長：後半の説明について、委員の方から御意見ないか。

委員：項目18の2について、条例に関して相談を行う者として、主には障害者又は障害者の家族が想定されると思うが、条例の内容が浸透するまで時間を要すると考えられることから、相談員には、条例の内容に関する普及啓発も担っていただき、例えば障害者支援施設の利用者や運営している事業者への普及にも取り組んでいただきたい。

相談員の具体的な業務に関しては、条例の普及啓発活動など、項目18の2で掲げる業務以外の、条例の円滑な運用に資する業務についても、項目27に基づく規則を整備する際に規定していただきたい。

項目19について、相談員の配置人数を教えてください。

項目26の普及啓発について、法律もルビを付したものとや平仮名で記載されたもの、点字版のものを作成しているが、条例ではどのように対応するのか教えてください。

委員長：ただ今の御意見に関して、事務局から説明はあるか。

事務局：相談員の業務について、条例素案では相談対応の方法については定めているが、相談員の業務内容については定めていない。

相談員の業務内容については、委員の御意見のとおり別途規則等で定めることになると考えている。

また、普及啓発をどのように行うかについては現在検討中である。

相談員の配置人数についても、現在関係部局と協議中である。

原田委員：相談員の配置人数は複数名にはなるのか。

事務局：要望はしている。

条例の普及啓発用の資料については、ホームページに掲載して、聴覚障害者の方が文字情報として確認できるようにすることはもちろんのこと、点字やル

びを付すなどの対応についても今後検討してまいりたい。

委員長：その他にないか。

委員：見直し規定は整備しないのか。

事務局：法律や他県の条例では、例えば3年後に見直しを行うといった規定がある。  
見直し規定の必要性については検討したところであるが、見直しの必要があれば、随時見直しを行う必要があると考え、見直し規定については定めなかったところ。

委員：3年後でなくても、見直しの必要性があれば見直しを行うということであれば、その旨規定する必要があるのではないか。

事務局：国において、今後基本方針や分野別の指針、行政機関における職員対応要領を定めることとしており、そういった規定等の内容によっては、条例を改正する必要性が出てくることも考えられる。  
随時条例の内容を見直す旨を条例に規定することについては、そのような規定が可能なのか、先行県の条例等も参考にして法制担当部局と検討してまいりたい。

委員：地方公共団体の条例は、国の法律の内容に制限されることなく、地域の実情に応じて上乘せ、横出し規定が可能とされていることも勘案して整備していただきたい。

委員：私も同様の意見である。

障害に係る各種法令においても、一定年後に見直しを行う旨附則に規定していることが多い。

例えば、「○年以内に見直す」など、本条例に関しては、県民や様々な方々の御意見を踏まえて随時見直しを行うという方針を示したほうがよいと考える。

また、障害者差別解消法施行後には障害者権利条約が批准されることが想定され、そうすると国の動向に応じて改正が必要となることも考えられることから、改正することを前提とした規定が必要ではないか。

委員長：条例の見直し規定について御意見があったので、事務局において検討していただきたい。

その他に御意見ないか。

委員：項目25について、一般的には、何かを解決したときに表彰をすることが考えられるが、条例素案の規定では表彰の基準が曖昧である。

現時点において、具体的な表彰基準を定めているのであれば教えていただきたい。

事務局：項目25については、表彰に関する規則等を整備することとしており、その中で検討する予定である。

現時点で想定しているのは、千葉県において、障害のある方とない方が一緒に普及啓発を行う劇団を結成したことや歯科医師が知的障害者の方の歯の治療を行うためのマニュアルを作成したことに対して表彰をしたといった事例があるので、参考にしたい。

また、長崎県でも表彰制度を規定した条例を制定し、平成26年4月から施行するということであるので、長崎県の状況について情報収集を行いたいと考えているところ。

委員長：その他に御意見はないようなので、提出された御意見も勘案していただき、条例制定の目的に資する内容としていただきたいと思います。

(2) 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（仮称）」名称案について

委員長：名称について協議してまいりたい。

事務局：資料の15ページをご覧ください。

資料の最上段には現在使用している仮称を掲載しており、その下段に北海道から法律の名称を列挙している。

仮称は、昨年6月に知事マニフェストに掲載していたものを、そのまま使用しており、これまでの障害者団体や事業者団体との意見交換会、県政モニター調査、又は県が主催する会議や研修の場でも仮称に基づき説明等をしている。

こういった活動を通して、仮称がなじみのあるものになりつつあるのではないかと考えているところ。

また、他県の条例の名称を参照すると、「障害者」ではなく「障害のある人又はない人」といった表現が多く使われている。

一方で、法律を除き「差別」、「禁止」、「解消」といった表現は使用されていない。

本県の条例の名称としては、こういったことを勘案して、現在の仮称をそのまま条例の名称とすることを事務局としては考えている。

委員長：委員の方から何か御意見はあるか。

この名称でよろしいか。

特に御意見はないようなので、事務局提案の名称としたい。

#### 4 その他



委員長：会次第「4 その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：今後のスケジュール等について連絡申し上げます。

資料16ページをご覧ください。

本日、皆様方からいただいた御意見等を踏まえ、再度条例素案を検討した上で、12月中旬頃からパブリックコメントを実施したいと考えている。

パブリックコメントはホームページに掲載するほか、県庁の出先機関に備え付けて御意見をいただくこととしている。

パブリックコメントを実施する際は、委員の皆様にも関係書類を一式送付させていただきます。

パブリックコメントで県民の方々からいただいた御意見や御意見に対する県の対応についても、皆様方には情報提供することとしている。

なお、本日伝えきれなかった御意見がある場合には、今週末11月29日金曜日までに、当課あて電話、FAX又はメールにて連絡いただきたい。

また、本日の議事の内容については、後日議事録を整理して皆様に送付する。その際にも御意見をいただくこととしている。

委員長：それでは、本日の意見交換会を終了したいと考えているが、検討委員会を終了するに当たり、本条例の制定に尽力してこられた「鹿児島県に障害者差別禁止条例をつくる会」の岩崎会長から、これまでの活動に関して、御意見、御感想があれば伺いたい。

岩崎委員：条例を作る会は、約3年前から活動を始め、ワークショップ等をはじめ様々な啓発活動を実施してきた。

活動を進めていく中で、早く条例を制定したいという気運が高まり、県や県議会に要請活動を行った結果、本県では2013年度の条例の制定を目指して進んでいるところ。

ただ、他県においては、フォーラムの開催やタウンミーティング等を実施することにより、県民の意識を盛り上げながら条例を制定しているところである。

本県では他県と制定過程は異なるが、条例を早期に制定することは、現在つらい思いをしている方が救われることになるので結構なことだと思っている。

ただ、厳しいスケジュールの中で、タウンミーティング等の手続きが省かれたので、条例制定後に啓発活動をしっかり実施していただき、皆が使いやすく、分かりやすい条例になることを期待している。

事務局においては、数多くの団体と意見交換会を実施し、様々な意見を聴取していると思うので、聴取した意見を最大限活かしていただき、我々が鹿児島県の条例に対して誇りを持てるような内容としていただきたい。

我々障害当事者も、今後条例の内容をよく理解しながら、活用していきたいと考えているが、県の影響力は大きいので、啓発活動を実施していただき、一日も早く条例の内容が定着するよう運用していただきたい。

検討委員会はこれで終わるが、今後県議会の審議にも付されるので、委員の

方には今後とも条例制定の推移について見守っていただきたい。

委員長：この条例が、障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくりにふさわしい内容になることを祈念して閉会としたい。

事務局：委員長ありがとうございました。

本日いただいた御意見については、事務局においてしっかり検討してまいりたいと考えている。

また、意見交換会等において、条例の普及啓発について多くの御意見をいただいている。

他県とは、条例制定の過程は異なるところはあるが、県においても広報啓発が重要であると認識しており、その方法についてしっかり検討して実施してまいりたい。